

平成30年 12月 14日

株主各位

大阪市中央区城見1丁目3番7号
クリヤマホールディングス株式会社
代表取締役CEO 能勢 広宣

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成30年11月13日開催の取締役会において、平成31年1月1日をもって、当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成30年12月31日（実質上平成30年12月28日）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数については、会社法184条第2項の規定に基づき、平成31年1月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を3,680万株から7,360万株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、お届けのご住所に平成31年1月下旬にお送りする予定です。
- 平成31年1月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または、特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社
連絡先 〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
電話 0120-094-777 (通話料無料)